

令和2年第4回取手市議会定例会提出予定議案説明記録（速報版）

実施年月日	令和2年11月25日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○議長（齋藤久代君） それでは皆さんおはようございます。画面の中から議員の皆さんは参加していただいていることと思います。また、今日は、執行部の皆さん、市長も参加していただいているんですが、議案の説明会もすっかり取手市議会は、執行部の皆さんも慣れていただき、また私たちも、もうこの方法に慣れて、十分に手法を生かしながら、連携を進んでいるところでございます。コロナがなかなか収まらなくて、議会のほうも、また市内も緊張感が走っているところでございますが、しっかりこの中でも、議会として対応しながら、その権能を果たしていきたいと思っております。また、先日、吉田議員を亡くしたばかりでございましたが、名誉市民である木内監督も亡くなられたという訃報が入っております。いろんなことがございますけれども、私たちは元気いっぱい頑張っていきたいと思っております。今日は執行部の皆さん、1日お世話になります。よろしくお願いいたします。以上です。

○市長（藤井信吾君） 令和2年第4回定例会に係るオンライン会議によります提案理由等の説明に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。まず、現職の取手市議会議員でおられました吉田 宏さんが、先日、不慮の事故により63歳にて急逝されました。つい先日まで元気に御活躍されていた吉田さんの突然の訃報に驚き、悲しみに暮れた次第です。吉田さんの御冥福を心よりお祈りを申し上げます。

また、取手市の名誉市民でいらっしゃる木内幸男さんが、24日、享年89歳にて御逝去されました。木内さんは昭和32年に取手二高野球部監督に就任後、昭和52年に初の甲子園出場、昭和59年夏の甲子園では、強豪PL学園を決勝で破り、茨城県に初めて優勝旗をもたらしました。その後は常総学院の野球部監督に就任し2度の甲子園優勝を果たすなど、数々の偉業を達成されました。木内マジックで知られるその采配と木内節で知られるその語り口により、日本全国にファンをつくられるなど、その影響は大変大きなものであります。木内様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、先日発表されました第15回マニフェスト大賞において取手市議会・取手市議会事務局が、優秀マニフェスト推進賞、審査委員会特別賞、さらに、プレゼン研修大会1位の3つの賞を受賞されました。こうしたすばらしい成績を収められたこと心よりお喜び申し上げます。これも日頃より「議会愛」をモットーに、市議会と事務局が歩調を合わせて日々研さんを行ってきた成果の表れだと感じております。市としても大変うれしい快挙でございます。メディアにも大きく取り上げられておりPR効果も絶大です。今後のさらなる飛躍をご期待申し上げます。

取手市も先日、プラチナ構想ネットワーク主催の第8回プラチナ大賞において奨励賞を受賞いたしました。今後も、プラチナ社会実現のため引き続き努力を続けていきたいと思

います。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、議員の皆様には以前より、議会運営をはじめとして様々な御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症に関しましては、報道等でも第3波の到来と表現されておりますとおり、日本全国で感染が拡大傾向にあります。茨城県も11月11日にステージ2からステージ3へと感染対策を強化し警戒感を強めているところでございますが、複数箇所クラスターと見られる集団感染も発生しており、予断を許さない状況が続いております。これからさらに気温が下がり空気が乾燥してまいりますと、風邪やインフルエンザ等の感染症も流行しやすい季節となってまいります。皆様におかれましては、いま一度感染予防への意識を高めていただき、手洗い、手指消毒の励行や、新しい生活様式にのっとった対応をお願いいたします。今議会は開会初日から先議として議案審議をお願いする案件がございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第59号から第79号までの21件を一括いたしまして、提案理由を御説明申し上げます。まず議案第59号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、一般職及び特別職の期末手当の見直し等の所要の措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正するものであります。また、この改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものであります。

次に議案第60号、取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の割合等の特例に関し、地方税法の改正により、特例基準割合の名称が、延滞金特例基準割合と改められるとともに、租税特別措置法の改正により、計算の前提となる割合が、新たに平均貸付割合と規定されたことを踏まえ、関連する条項を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議案第61号、取手市保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、第4次取手市保育所整備計画に基づき、令和4年3月31日をもって、取手市戸頭北保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議案第62号、取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、改正する条例についてであります。本件につきましては、子ども子育て支援法の改正により、条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議案第63号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の軽減措置について、対象世帯に係る所得判定基準の一部を改正するものであります。次に議案第64号、取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定についてであります。本条例につきましては、生産緑地法の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条例を——もとい、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を条例で定め、当該区域の面積の下限を、同法で定められた基準である

500 平方メートルから、300 平方メートルまで引き下げることにより、防災、良好な景観の形成、環境保全など、多様な機能を有する都市農地の保全をより一層図るために、今回新たに制定するものであります。

次に議案第 65 号、仮称取手市立博物館建設基金設置条例及び仮称取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例についてであります。本条例につきましては、昭和 59 年より検討してまいりました市立博物館建設計画について、現在の社会情勢や市の財政状況を鑑み、計画を中止とし、関係する条例の廃止等を行うものであります。

次に、議案第 66 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、土曜日の放課後クラブについて、開所する放課後子どもクラブを拠点校に集約した上で、現在、午前 8 時から午前 12 時までの開所時間を、午前 7 時 30 分から午後 6 時まで拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 67 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、電気自動車等の電池を充電する急速充電設備の全出力の上限が拡大されたことから、設置基準の細目や、関係規定が再整備されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 68 号、市道路線の変更、第 69 号、市道路線の認定、第 70 号、市道路線の廃止についてであります。本件につきましては、市と岡堰土地改良区のそれぞれが管理する橋を明確にしたことに伴い、市で管理しない橋の部分に関して、市道路線の修正を行うものであります。また旧取手地区道路台帳と旧藤代地区道路台帳を統合したことに伴い、旧取手市及び旧藤代町のそれぞれで認定した道路の区域字界路線を整理するものであります。

次に議案第 71 号、G I G Aスクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得についてであります。多様な子どもたちを誰 1 人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とした国の G I G Aスクール構想の実現に向け、市立小中学校の児童生徒 1 人 1 台分の学習者用パソコンを購入するため、本契約を締結するものであります。次に議案第 72 号 G I G Aスクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得についてであります。G I G Aスクール環境整備事業の一環として、学校における教育の円滑化、授業の効率化を図ることを目的として、全ての通常学級、特別支援学級に大型提示装置を配備するため、本契約を締結するものであります。

次に議案第 73 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立取手グリーンスポーツセンターにつきましては、平成 18 年度から指定管理制度を導入しており、平成 23 年度から T A C ・ H B S ・ アクアライフグループ共同事業体が指定管理者として運営してまいりました。今回新たな指定管理者について一般公募を行った結果、2 事業者から申請があり、選定委員会の慎重な審議の結果、T A C ・ H B S ・ アクアライフグループ共同事業体が候補者として選定されたことから、引き続き、T A C ・ H B S ・ アクアライフグルー

プ共同事業体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 74 号、取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてであります。藤代山王郵便局において行っている住民票の写し等の交付事務について、現在の利用状況等に鑑み、諸証明書の交付事務を令和 2 年度末をもって終了することに伴い、市の特定の事務を取り扱わせる郵便局としての指定を取消したため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 75 号、令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 4,073 万 6,000 円を増額し、予算総額を 522 億 4,000,478 万 2,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容といたしまして、大きく 4 点ございます。まず 1 点目は、戸頭北保育所移籍準備補助金であります。戸頭北保育所が令和 3 年度末をもって廃止となる予定であることから、児童の他施設への移籍に当たり、移籍先の制服代や保育用品と入園にかかる費用の一部を補助するものであります。2 点目は、年度途中における状況の変化に対応するものとして、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費、生活保護費といった扶助費の増額を行うものであります。3 点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止等を決定した事業の減額であります。主にとりて産業まつりや藤代商工祭、取手地区、藤代地区、それぞれの文化祭などの事業費の減額を計上しております。4 点目は、人件費の減額であります。人事院勧告による期末手当の減額及び決算を見込んだ現員現給の調整を行い、総額で減額とするものであります。歳入につきましては、仮称取手市立博物館建設基金設置条例の廃止に伴い、基金を一般会計に繰入れ、公共施設整備基金への積立てを行います。そのほか、歳出事業のそれぞれに伴う国県の補助負担金や補助金、地方債を計上するほか、補正予算の財源調整として、財政調整基金を繰入れしております。第 2 表債務負担行為補正につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から業務を行うため、事前に契約者等の準備が必要となる議会会議録作成支援システム保守点検業務委託など 41 件を追加し、2 件を変更するものであります。また第 3 表地方債補正につきましては、災害関連事業債及び市道整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第 76 号、令和 2 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 400 万円を減額し、予算総額を 9 億 493 万 7,000 円とするものであります。歳入歳出予算の主な補正内容につきましては、減員減給の調整による一般職員の人件費の減額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、一般会計繰入金の減額を計上しております。

次に議案第 77 号、令和 2 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 460 万円を減額し、予算総額を 111 億 2,536 万 9,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、一般職人件費の減額を計上しております。歳入予算の主な補正内

容につきましては、職員給与費等繰入金の減額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける国民健康保険税の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

次に議案第 78 号、令和 2 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6,758 万 8,000 円を増額し、予算総額を 30 億 9,978 万 5,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療共通経費負担金、保険料納付金、医療給付費納付金、保険料還付金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、保険料、事務費繰入金、職員給与費等繰入金、医療給付費負担分繰入金、保険料還付金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける後期高齢者医療保険料の収納業務を委託するため債務負担行為の追加設定をするものであります。

議案第 79 号、令和 2 年度取手市介護保険特別会計補正予算括（2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 9,210 万 3,000 円を増額し、予算総額を 85 億 7,364 万 4,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増加に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上しております。債務負担行為追加提出分につきましては、コンビニエンスストアにおける介護保険料の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするもの及び現在使用している公用車の契約満了による新規リース契約を締結するものであります。

続きまして同意案 1 件の提案理由をご説明申し上げます。

同意案第 5 号、取手地方公平委員会委員の選任に関する同意についてであります。利根町推薦の公平委員であります福田 茂氏が令和 2 年 7 月 31 日をもちまして委員を辞職されたことに伴い、後任として利根町より新たに推薦のありました坂上雅弘氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、坂上雅弘氏は人格が高潔で、御手元に配付しました経歴書のとおり人事行政に関し識見を有する方であります。

以上 22 件を一括いたしましてご説明申し上げます。提出者議案につきまして御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○総務部長（鈴木文江君） 議員の皆様、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。総務部長の鈴木です。よろしくお願ひいたします。これより、各部長から所管部分の議案の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、私のほうから始めさせていただきます。議案第 59 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、10 月の人事院勧告や特別職の国家公務員の期末手当の支給割合の改正を踏まえ、当市においても一般

職及び常勤特別職、任期付職員の期末手当の見直しを行うため、給与条例等の一部を改正するものであります。この改正により、期末手当が 0.05 月減となり、一般職の期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給率は 4.45 月となります。特別職につきましても、0.05 月減となり、年間支給率は 3.35 月となります。なお、改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様様の期末手当に準用されるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） おはようございます。福祉部、稲葉です。よろしくお願いたします。それでは、福祉部所管、議案第 60 号から議案第 62 号まで御説明いたします。まず議案第 60 号、取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の割合等の特例に関して、地方税法の改正により特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合へ改められたことと、租税特別措置法の改正により計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことにより、関連する条項の整備をするため両条例の一部を改正するものです。なお、延滞金の割合に変更はございません。続きまして議案第 61 号、取手市保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。改正の概要といたしましては、第 4 次取手市保育所整備計画において、戸頭北保育所の施設老朽化に伴い、早急に対応する必要があるため廃止を検討することが定められております。廃止の検討は、庁内組織である保育行政推進検討委員会で検討し、さらに市児童福祉審議会等で審議を行い、令和 4 年 3 月 31 日をもって取手市立戸頭北保育所を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。続きまして議案第 62 号、取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。改正の概要につきましては、子ども子育て支援法の一部改正において、定員 20 名未満かつ 2 歳児までの受け入れを基本とする地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とされたことを踏まえ、取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進部長（大野安史君） おはようございます。健康増進部、大野でございます。私のほうからは、議案第 63 号取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。地方税施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、令和 3 年 1 月から税制改正が適用となることを踏まえまして、国民健康保険税の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の基準について改正するものでございます。改正する部分は 2 点ございます。まず 1 点目につきましては、令和 3 年 1 月の個人所得税の見直しに伴いまして、所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円と引き上げるものでございます。2 点目につきましては、基礎控除が 33 万円から 43 万円と、10 万円引き上げられたのと同時に、給与所得控除、公的年金所得控除が 10 万円引き下げられたことにより、国民健康保険税の負担水準に関して、不利益等が生じないように、被保険者のうち一定の給与所得者が 2 人以上いる世帯の国民健康保険税の軽減措置につきまして、一定の給与所得者と公的年金等受給者の数の合計から、1 を減じた数に 10 万円

を乗じた金額を、国民健康保険税の減額の基準となる金額に加算した上で、基準金額とする減額基準の見直しを行うものでございます。この2点の改正につきまして、令和2年11月の数値となりますが、国民健康保険加入世帯1万7,876世帯のうち、7割軽減世帯が4,873世帯から5,265世帯、392世帯の増となります。5割軽減世帯が2,391世帯から2,515世帯ということで、124世帯増となってまいります。2割軽減世帯は、2,457世帯から2,360世帯ということで、97世帯の減となります。合計で、軽減世帯は、9,721世帯から1万140世帯、419世帯の増となってまいります。なお、国民健康保険加入世帯のうち、軽減世帯数の割合でございますが、改正前が54.3%、改正後は56.7%となります。以上で説明は終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部長の齋藤です。私からは、議案第64号取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について、補足説明をさせていただきます。今回の条例の背景としまして、平成28年の都市農業振興基本計画の閣議決定により、市街化区域内の農地、いわゆる都市農地の重要性が見直され、これまで宅地化すべきものであったものが、都市にあるべきものへと返還されたことがございます。これを受けまして、平成29年に生産緑地法が改正され、これまで生産緑地地区の面積要件が500平方メートル以上であったものが、市区町村の条例で300平方メートルを下限に引き下げることが可能になり、より小規模なものを指定または存続させることができるようになりました。本市におきましても、生産緑地制度を活用した都市農地の保全を図っていくために、今回、条例案を上程させていただくものです。なお、この条例に関する他市町村の状況ですが、令和2年7月末現在、128市区町村が既に条例を制定済みでございます。近隣では、柏市、松戸市、流山市などが制定しております。茨城県内では、まだ制定された例はなく県内では初めてとなります。御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中でございます。私からは、議案第65号仮称取手市立博物館建設基金条例及び仮称取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について御説明いたします。こちらにつきましては、昭和59年に郷土資料館建設資金として、市民の方より寄附をお受けしたことを契機に、同年に仮称取手市立博物館建設基金が設置されました。その後、平成8年に仮称取手市立博物館建設審議会を設置し、博物館の建設に向けて検討してまいりましたが、平成9年に施設を建設するための用地の取得をしましたが、その後、この計画はやむを得ず中断となり、平成12年には同館建設に係る審議会等の組織も解散し、約20年が経過しております。博物館建設計画の中止については、市として正式な判断及び事業手続が現在まで行われておりませんでした。今回、現状の社会情勢及び市の財政状況を鑑み、市立博物館建設計画は中止とすることから、関係する条例の廃止等を行うものです。

次に、議案第66号取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。今回の改正は、子どもクラブを利用する児童が少ない土曜日について、クラブの開所を3か所の拠点校——取手東小、高井小、藤代小に集約して開所いたします。また、祝日や条例で定める放課後子どもクラブの休業日を除く毎週土曜日の開所時間を、現在、午前8時30分から午前12時までとしているものを、午前

7時30分から午後6時まで、1日拡大するものでございます。なお、延長して開所する時間帯につきましても、午後6時から午後7時までとするものです。さらに、土曜日利用対象児童も就労家庭の児童に限定するため、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。説明は以上となります。

○消防長（中村健二君） 取手消防本部の中村でございます。私からは議案第67号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。今回の一部改正は、電気自動車等の普及に伴い、電気自動車等の電池を充電する設備の需要の増加並びに電気自動車等に搭載される電池の大容量化を踏まえ、火災予防に関する総務省令、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、これまで全出力が50キロワット以下であった急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大することとされました。併せて、火災予防上必要な措置が改められたことから、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。私からは議案第68号、市道路線の変更について、議案第69号、市道路線の認定について、議案第70号、市道路線の廃止についてを一括してご説明申し上げます。本件につきましては、旧取手市区域と旧藤代町区域の道路台帳統合デジタル化に向け、双方の道路台帳の精査を進めていたところ、市道路線の変更、認定、廃止の手續を要することから、議会の議決を求めるものでございます。それぞれの議案の御説明の前に、取手市道路台帳の統合デジタル化についてお話しさせていただきます。もともと道路台帳は、合併前の旧取手市区域を作図したものと、旧藤代町区域を策定したものの、2種類の紙ベースの縮尺の異なる台帳が存在しております。そのため、旧取手市区域及び旧藤代町区域の区域境界線付近の市道認定状況を確認する際は、それぞれの台帳を見ながら場所を特定するなど、業務上不便を来しておりました。そのような中、平成30年度より台帳の統合デジタル化に着手したことにより、区域境界線付近の状況もディスプレイ画面上で確認ができるようになり、なおかつ1枚の紙で印刷が可能となったことから、事務の効率化を図ることができました。また、道路台帳の閲覧に訪れる来庁者も縮尺の異なる台帳をコピーして張り合わせるなどの手間が省け、サービス向上が図られております。現在、令和6年度までに完全デジタル化に移行できるよう作業を進めているところです。

それでは議案第68号、市道路線の変更について御説明いたします。議案書のほうは2ページから5ページ、市道路線の変更一覧票を御覧ください。表の一番右の変更図番号1番から24番までの27路線が今回の変更対象市道路線となります。また、各市道路線の位置図、並びに変更前と変更後の図面は、議案書6ページ以降に掲載されておりますのであわせて御覧ください。今回、変更が生じた理由が2点ございます。まず1点目として、これまで市道として認定されていた農業用水路などをまたいでいる橋の管理者については不明確であったことから、管理区分について、市と水路管理者である岡堰土地改良区と協議を進めてまいりました。今回、管理区分について明文化し、協定を締結したことにより、

岡堰土地改良区の管理する橋梁部分については市道認定を外すこととなり、橋梁の前後で市道が分断されたことにより、市道路線延長短縮に伴う変更でございます。この事由により変更となる市道路線は 21 路線が対象で、議案書のほうは 2 ページから 4 ページ、表の一番右の変更図番号は 1 番から 18 番、位置図並びに変更前と変更後の図面は、議案書 6 ページから 33 ページに掲載されているものが対象となります。次の変更理由の 2 点目といたしましては、旧取手市区域及び旧藤代町区域の、区域境界線にかかる市道路線において、重複して市道認定が行われていた区間などの解消を図るため、市道 6 路線の変更を行うものです。議案書のほうは、4 ページから 5 ページ、表の一番右の変更図番号は 19 番から 24 番、位置図並びに変更前と変更後の図面は、議案書 34 ページから 43 ページに掲載している路線が対象となっております。

続きまして議案第 69 号、市道路線の認定について説明いたします。議案書のほうは 2 ページから 3 ページ、市道路線の認定一覧表を御覧ください。表の 1 番右の認定図番号 1 番から 12 番までの 21 路線、今回の認定対象市道路線となります。また各市道路線の位置図並びに認定図は、議案書 4 ページから 24 ページに掲載されております。併せて御覧ください。本件につきましては、先ほど議案第 68 号、市道路線の変更についてでも御説明いたしましたとおり、岡堰土地改良区の管理する橋梁部分については市道認定を外すこととなりました。これまで、橋梁部分も含めて 1 路線として市道認定しておりましたが、橋梁の前後で 2 分割されたことにより、路線延長を短縮した市道路線のほか、もう一方の路線を再度市道路線として認定するものです。この事由により認定される市道路線は 21 路線となります。

最後に議案第 70 号、市道路線の廃止について御説明いたします。議案書 1 ページを御覧ください。表の 1 番右の廃止図番号 1 番から 7 番までの 7 路線が、今回、廃止対象市道路線となります。また、各市道路線の位置図並びに廃止図は、議案書 2 ページから 12 ページに掲載をされております。併せて御覧ください。本件につきましては、旧取手市区域及び旧藤代町区域の区域の区域境路線について、重複して市道認定されていた市道路線の一方を廃止するものでございます。以上、議案第 68 号、第 69 号、第 70 号の説明は以上となっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育部長（田中英樹君） 続きまして、議案第 71 号 G I G A スクール環境整備事業に伴う学習者用パソコンの取得について御説明いたします。取得の対象は市立小中学校の児童生徒が使用する学習者用パソコンとなります。初めに、契約事項について御説明いたします。導入業者は有限会社バンドウです。予定価格 3 億 9,804 万 3,000 円に対し、取得金額は 3 億 9,060 万 1,500 円で、落札率は 98.1% でした。数量については 6,861 台、納入期限は令和 3 年 2 月 26 日となります。次に、取得理由について御説明いたします。多様な子どもたちを誰 1 人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とした国の G I G A スクール構想を、取手市においても実現するため、市立小中学校の児童生徒 1 人 1 台分の学習者用パソコンを購入するものです。なお当初、国からは、令和 5 年度までに順次、学習者用パソコンを配備する計画が示されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により編成された国の令和 2 年度

第一次補正予算におけるG I G Aスクール構想の加速による学びの保障を受けまして、取手市としましても、学びの本質に迫る学習活動のさらなる充実を図るために、今回全ての児童生徒に対し、1人1台の端末を整備するものとなります。

次に、仕様について御説明いたします。OSはウィンドウズ10プロ、画面サイズは10.1インチ、キーボードが脱着形のタブレットパソコンとなっております。また、タブレットパソコン本体に加え、自然故障の補償3年間と、学習用ソフトウェアライセンス3年間などが含まれたパッケージ製品となっております。これに加え、機器の初期設定費用を含めた総額が取得価額となっております。

続きまして議案第72号、G I G Aスクール環境整備事業に伴う大型提示装置の取得について御説明いたします。取得の対象は、市立小中学校19校へ配備する大型提示装置となります。初めに契約事項について御説明いたします。納入業者は有限会社海老原電気店です。予定価格3,080万円に対し、取得金額は2,086万7,000円で落札率は67.8%でした。数量については175台、納入期限は令和3年2月26日となります。次に取得理由について御説明いたします。国のG I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備事業の一環として、学校における教育の円滑化及び学校の授業の効率化を図るため、全ての市立小学校及び中学校の通常学級及び特別支援学級に大型提示装置を配備するものです。なお、山王小学校については、通常学級及び特別支援学級の数に対応した大型提示装置の配備が完了していることから、今回の取得対象には含まれておりません。

次に、仕様について御説明いたします。デジタル教科書などのデジタルコンテンツを映し出す大型提示装置として、50型の液晶壁かけテレビを可動式のテレビスタンドと一体で購入いたします。

続きまして、議案第73号、指定管理者の指定について御説明いたし申し上げます。管理を行わせる施設は取手グリーンスポーツセンターで、指定管理者は、T A C ・ H B S ・ アクアライフグループ共同事業体、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする提案でございます。詳細につきましては、資料をお配りしておりますのでその資料に基づき御説明いたします。

初めに、取手グリーンスポーツセンターは、平成18年度より当施設において指定管理者——指定管理制度を導入し、引き続き効率的な管理運営を行うため、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、取手市公の施設指定管理者選定委員会を設置して審査を行ってまいりました。まず、参考資料1ページを御覧ください。審査結果及び選定委員会の経過、また、応募団体についてでございます。優先交渉権者といたしましてT A C ・ H B S ・ アクアライフグループ共同事業体、次点交渉権者としまして、日本スポーツ・暁飯島共同事業体となっております。この審査に当たりましては、令和2年7月29日に第1回選定委員会を開催し、10月9日には第2回選定委員会を開催したところでございます。応募団体につきましては2団体でございます。次に審査方法でございますが、参考資料の2ページを御覧ください。取手市立取手グリーンスポーツセンター指定管理者公募要綱に基づき、資格審査及び書類審査を行った後、応募団体によるプレゼンテーション形式のヒアリングを行いました。審査に当たりましては、各委員200点満点で

採点を行い、委員9名の合計得点により評価を行ったものです。選定委員のメンバーにつきましては参考資料の4ページを御覧ください。採点結果につきましては、1,800点満点中、TAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体が1,361点、日本スポーツ・暁飯島共同事業体が1,142点となっております。評価の概要につきましては、3ページを御覧ください。TAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体が高く評価された点につきましては、誰1人取り残さない公共スポーツ施設を掲げ、具体的な実施計画による利用者数の増員の方向性を示し、専門知識を有する担当者の配置による安定的な維持管理体制の構築、さらには類似施設における豊富な実績や専門性、危機管理面、利用者への利便性の向上、収支計画の妥当性などが挙げられました。また日本スポーツ・暁飯島共同事業体につきましては、「利用者の声に寄り添い、多様化するニーズに応えていく」をテーマに、魅力的なアイデアを取り込んだ自主事業の展開として、多種多様な事業計画が挙げられ、さらには図書スペースやワークスペースの確保など、新たな取組に対しても評価がございました。このような審査結果や評価により、優先交渉権者でございますTAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体を指定管理者として提案させていただくものでございます。説明は以上とさせていただきます。

○総務部長（鈴木文江君） 続きまして、議案第74号、取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて、御説明申し上げます。平成15年11月30日、旧藤代町山王支所の廃止に伴い、平成15年12月1日から、藤代山王郵便局において行っている住民票の写し等の交付事務について、現在の利用状況等を踏まえ、令和3年3月31日をもって廃止します。これにより、市の特定の事務を取り扱わせる郵便局としての指定を取消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、現在山王郵便局で交付を取り扱っているものは、住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、除籍原戸籍謄本、除籍原戸籍抄本、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、所得証明書となります。このうち、交付割合の高い住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書につきましては、コンビニエンスストアでの取得も可能となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部長の牧野でございます。それでは続きまして、議案第75号——失礼いたしました。それでは、議案第75号令和2年度取手市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明いたします。御手元に議案書と併せまして、令和2年度取手市一般会計12月補正予算（案）の概要と、令和2年度12月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので、御覧いただければと存じます。まず初めに、令和2年度取手市一般会計12月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方として5点ございます。1点目に、戸頭北保育所移籍準備補助金、2点目に、障害者自立支援給付費等の扶助費の増額、3点目に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止等を決定した事業の減額、4点目に、人事院勧告等による人件費の減額、そして5点目に、令和3年4月1日から開始する来年度の業務について、事前に契約等の準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うもの、これらの5つを基本としつつ、その他緊急性があるものなどについて計上しております。それでは、議案書の表紙を御覧ください。補正予

算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億4,073万6,000円を増額し、予算総額を522億4,478万2,000円とするものでございます。それでは、補正予算の内容につきまして、総務部から順次ご説明申し上げます。なお、説明は議案書に基づき歳入歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に説明させていただきますのでご了承願います。

○総務部長（鈴木文江君） では、総務部所管のものについて説明させていただきます。まず最初に、全会計の人件費の概要につきまして説明させていただきます。人件費につきましては、1,450万円の減となります。これは、議案第59号でも説明させていただきました人事院勧告による給与の改定によるもので、期末手当の支給率の減により1,450万円の減となるものです。また、現在の執行状況を踏まえ、決算を見込んだ現員現給の調整により、科目間並びに給料、諸手当、共済費間の調整を併せて行います。詳細につきましては、補正予算書40ページから45ページの給与明細書を御確認ください。

続きまして、コンビニ交付に要する経費について御説明させていただきます。補正予算書16ページ、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付に要する経費は、マイナンバーカード交付率の増加に伴い、コンビニエンスストアの交付サービス利用者が増加したため、地方公共団体情報システム機構J-LISに支払う手数料24万円を増額補正するものです。これに関連しております。歳入の補正予算としまして、補正予算書戻っていただき、11ページ、14款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、総務手数料、印鑑登録証明書交付手数料18万9,000円、住民票写しの交付手数料20万7,000円を増額補正です。これは、先ほども御説明させていただきましたが、マイナンバーカード交付率の増加に伴い、コンビニエンスストアの交付サービス利用者が増加したため、それぞれの手数を増額補正するものです。以上、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（吉田文彦君） 議会事務局、吉田です。続きまして、補正予算書の13ページ、議会費について御説明いたします。議員報酬等に要する経費につきましては、人事院勧告による期末手当の減と、新人議員5名分の6月期期末手当の支給割合変更に伴い、合計で218万1,000円を減額するものです。議会費の説明は以上です。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管分についてご説明申し上げます。補正予算書、18ページからです。3款民生費、1項社会福祉費です。生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費は、今後の新規申請及び延長申請を見込み、250万1,000円を増額しております。この歳出に伴う歳入といたしまして、国負担金4分の3の187万5,000円を増額しております。

次に、19ページを御覧ください。介護給付費等に関する経費は、障害福祉サービスのうち、同行援護、生活介護、就労継続支援などの利用が増えたことにより、扶助費で1億7,300万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の8,650万円、県負担金4分の1の4,325万円をそれぞれ増額しております。また、国の障害福祉サービス等報酬改定で、現在使用しているシステムの改修が必要となることから、システム改修業務委託料77万円を計上しております。歳入としまして、国——補助金2

分の1の38万5,000円を計上しております。続きまして、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い、2,501万7,000円を増額しております。

次に、20ページになります。2項、児童福祉費です。幼児教育・保育の無償化に要する経費は、幼児教育・保育無償化に関する職員用業務マニュアルの作成委託料247万5,000円を増額します。財源は、県支出金、子ども子育て支援事業補助金を活用します。次に、21ページを御覧ください。障害児施設給付費に要する経費は、放課後等デイサービスの利用者が増えたことにより、扶助費で2,800万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の1,400万円、県負担金4分の1の700万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、民間保育園入所に要する経費は、取手市立戸頭北保育所の廃止に伴い、制服代や保育用品等、移籍先の入園児に係る費用の一部を助成するため、補助金67万4,000円を計上しました。

続きまして、管外保育委託に要する経費は、入所者数の増加に伴い委託料1,000万円を増額しています。この歳出増に伴う歳入としまして、国負担金552万円、県負担金224万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、22ページ、保育所の施設整備に要する経費は、取手市立井野なないろ保育所地域子育て支援センター建設に伴う周辺の家屋の工事前と工事後の状況調査をした結果、10棟中7棟に対し、家屋補償金を支払うため計上いたしました。

最後になります。次に、23ページでございます。3項、生活保護費です。生活保護に要する経費は、生活保護受給者の増加に伴い、各扶助費の計1億200万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入としまして、国負担金4分の3の7,650万円を増額しております。以上、福祉部所管になります。

○健康増進部長（大野安史君） それでは続きまして、健康増進部所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。予算書18ページをお開きください。中段になります。3款、民生費、1項、社会福祉費、国民健康保険事業特別会計繰出金460万円の減でございます。これは、国民健康保険事務に関する職員について、決算を見込んだ現員現給の調整及び人事院勧告に基づく、給料、諸手当等の人件費、繰出金を補正するものでございます。

続きまして、20ページ上段をお開きください。3款、民生費、1項、社会福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金で、繰出金5,629万3,000円でございます。主な理由でございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する令和2年度の市町村共通経費負担金と令和元年度分の後期高齢者医療療養費給付費負担金が確定したことによるものでございます。健康増進部は以上でございます。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。続きまして、まちづくり振興部所管について御説明いたします。補正予算書25ページ中段を御覧ください。5款、農林水産業費、1項、農業費、農業振興に要する経費239万円を増額計上しております。主な理由は、国の実施要綱の改正により認定新規就農者に対して技術指導する回数が増えたことによる農業士への謝礼、報償費8,000円と、農地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けることを条件に経営転換やリタイアする農業者に対する機構集積協力金交

付事業補助金 141 万円になります。今回、農業者 9 名、940 アールが該当になりました。また新規就農者の収入が不安定な就農直後の経営を支援する対象者が増えたことによる農業次世代人材投資資金 97 万 2,000 円の増額になります。この財源につきましては、補正予算書 11 ページをお開き願います。下段の 16 款、県支出金、2 項、県補助金、4 目、農林水産業費補助金として県から全額補助されるため、歳出同額の 239 万円を歳入で計上しております。次に 25 ページに戻っていただきまして、25 ページ下段から 26 ページ上段の 1 項、農業費、土地改良事業に要する経費は、福岡堰土地改良区内において、県が主体となって実施する農業用水路等の地盤沈下対策事業の追加工事に伴う増額負担金 76 万 2,000 円を計上しております。

次に、26 ページ中段から 27 ページになります。6 款、商工費、1 項、商工費、商工振興に要する経費の、とりで産業まつり補助金及び藤代商工祭補助金は、9 月に開催予定であった藤代商工祭及び 11 月に開催予定であったとりで産業まつりについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、中止となったことから、合わせて 300 万円を減額いたします。

次に、1 項、商工費の中小企業事業融資——失礼しました、中小企業事業資金融資あつせん事業に要する経費は、令和元年の台風 15 号、または台風 19 号に伴う災害に起因し、起因した被害を受けたことで、経営の安定に支障が生じ、茨城県災害対策融資を受けた中小企業者に対して、信用保証料及び利子補給の補助を行うため、令和元年度台風 15 号、19 号災害特例融資利子補給金を 91 万 9,000 円。令和元年度台風 15 号、19 号災害特例融資保証料補助金 47 万 7,000 円を計上いたします。この財源につきましては、補正予算書 12 ページをお開き願います。上段の 16 款、県支出金、2 項、県補助金の、茨城県災害対策融資（令和元年台風 15 号、19 号災害特例）利子補給金補助金で、市が交付する利子補給金のうちの県負担分 59 万 3,000 円を歳入で計上しております。

27 ページに戻っていただきまして、中段の 1 項、商工費の消費生活対策に要する経費は、今年度、第 50 回として 10 月に開催を予定していた消費生活展ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策が難しいと判断し、実行委員会において中止を決定は決定したことから、消費生活展実施委託料を 65 万円減額いたします。

次に、下段の観光事業に要する経費につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3 月に開催予定であった取手駅前にぎわいフェスタが中止になったことに伴う不用額について、市観光協会補助金 130 万円を減額いたします。以上となります。よろしく願いいたします。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。私からは、建設部管理課並びに水とみどりの課所管の補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正予算は歳出のみとなります。

それでは、建設部管理課所管の補正予算です。補正予算書 29 ページ中段を御覧ください。7 款、土木費、2 項、道路橋梁費、20、道路維持補修に要する経費は、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費について、合わせて 3,073 万 8,000 円の増額をしております。

まず、需用費のうち、修繕料 711 万 5,000 円の増額です。内容といたしましては、国道 294 号線から進入する新取手 1 丁目地内の市道 1-1573 号線において、関東鉄道常総線のアンダーパス部分に、道路排水がたまってしまうことから排水性の向上を図るため、舗装の修繕を実施いたします。また、新取手 5 丁目地内の市道 1-110 号線において、道路を横断している側溝に沈下が発生し、段差が生じたことから、側溝の修繕を実施するものです。そのほか、市道 1-106 号線、常総ふれあい道路の新町 5 丁目から伊奈地区までの区間の歩道内に表示されている自転車と歩行者を分離する白線並びに、市道 1-2701 号線、白山通り商店街の白山 6 丁目地内の外側線が、経年により不鮮明になっていることから、区画線の引き直しを実施するなど、需用費の不足分として 711 万 5,000 円を増額するものでございます。続きまして、委託料に移ります。委託料は 4 つの項目について、合わせて 1,599 万 6,000 円を増額しております。1 つ目は、道路清掃業務委託料です。今年度は 7 月から 9 月にかけて、自治会などからの側溝清掃の要望が例年よりも多く寄せられ、9 月末の段階で当初予算の約 80% が執行済みとなっております。今後、年度末までの予算が不足することが想定されることから道路清掃業務委託料の不足分として、850 万円増額するものです。

次に 2 つ目として、街路樹管理委託料です。街路樹や道路敷地内の樹木については、市民の方などから寄せられた剪定や伐採の要望に対応するため、街路樹管理委託料の不足分として、117 万 7,000 円増額するものです。

続きまして、3 つ目の樹木伐採委託料です。戸頭地区の市道 1-2116 号線——戸頭駅から続く遊歩道、戸頭東保育園北側の街路樹、メタセコイヤ 4 本並びに白山保育所脇の市道 1-114 号線ののり面に繁茂した松の木一本が経年や気象状況などにより、今後倒木の恐れがあることから、樹木を伐採し、通過車両や歩行者などの安全確保を図るため、樹木伐採委託料の不足分として 180 万 9,000 円増額するものです。最後に 4 つ目として、樹木処分委託料です。職員直営で剪定作業を行った際に発生した廃棄物——幹や枝葉などは資材置き場に一時的に保管をしているところですが、今年度は例年よりも多く剪定や伐採の要望が市民の方より寄せられたことから、現在多くの廃棄物が保管されている状況です。その幹や枝葉などの処分に要する樹木処分委託料として 451 万円計上するものです。

続きまして、使用料及び賃借料です。緊急的な街路樹の選定及び抜根を職員直営で実施したことにより、今後の市道の緊急修繕や、街路樹の選定作業などの際に使用する建設機械の借上料が不足するため、使用料及び賃借料の不足分として 25 万 7,000 円増額するものです。

最後になります、工事請負費です。工事請負費として 737 万円計上しております。毛有地内の市道 2-115 号線は、市道と用柵水路が隣接している場所であり、一部、転落防止策などの安全施設がなく、歩行者や車両が誤って用柵水路に転落する恐れがあるため、交通安全施設設置工事として 159 万 5,000 円計上するものです。また、寺田地内の市道 1-112 号線の排水施設の一部が、道路境界線に沿って民地内に敷設されていることから、権利者との協議の結果、排水施設を道路敷地内に再度設置するため、排水施設設置工事として、577 万 5,000 円計上するものです。管理課所管分の補正予算は以上となります。

引き続き、建設部水とみどりの課所管の補正予算3件につきまして、御説明いたします。

それでは補正予算書 31 ページ、上段を御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、27、公園維持管理に要する経費は、需用費、委託料について、合わせて260万円の増額をしております。まず、需用費のうち修繕料ですが、3か所の公園において施設にふぐあいが生じたことから、修繕を施すため120万円増額しております。各公園ごとの修繕内容について御説明いたします。まず、1か所目の利根川自然公園内にあるトイレ周辺部において、地盤沈下により浄化槽の点検工が破損し点検口周りの舗装にも沈下の影響が出ております。さらに地盤沈下が進行すると浄化槽本体に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、察急に修繕するものです。

次に2か所目、ゆめみ野公園内の園路脇に設置している集水桝は、地盤変動により舗装面より隆起しているため、つまずき、転倒等の思わぬ事故を誘発する恐れがあることから早急に修繕するものです。

最後に3か所目、藤代庁舎前、水と緑と祭りの広場において、近年頻発する集中豪雨の際に、排水室に流れ込む水を効率よく外部へ排出することができるよう早急に修繕するものです。以上の理由により、修繕料の不足分として120万円を増額するものです。

続きまして、委託料140万円の増額です。公園敷地内に自生している樹木が大きく成長したことから、樹木の幹や枝、根っこが、隣接する宅地に大きく張り出し、家屋などに接触する恐れがあるため、戸頭公園ほか2か所の公園に隣接住民の方より、伐採剪定等の要望が寄せられております。早急な対応が必要であることから、公園内樹木伐採委託料の不足分として140万円を増額するものです。

最後に、35、舟運交流推進に要する経費の委託料79万3,000円の減額です。例年、地域間交流と連携促進のため、「佐原あやめまつりと十二橋めぐり&街歩き」ほか2件のモニタリングツアーを企画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止したことにより、舟運交流推進事業委託料79万3,000円を減額するものです。建設部所管補正予算は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 続きまして、都市整備部所管事項について御説明させていただきます。一般会計補正予算書 31 ページ下段になります。7款、土木費、3項、都市計画費、西口都市整備事業費、取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金でございます。こちらは400万円の減を計上しております。内容につきましては、西口特別会計における一般職人件費、減員減給の調整に伴う繰出金の減となっております。私からは以上です。

○消防長（中村健二君） それでは消防本部所管の内容について説明申し上げます。議案書 33 ページ上段を御覧ください。8款、消防費、1項、消防費、職員の福利厚生に要する経費の需用費、消耗品費として、令和3年度採用職員が4月1日からの勤務及び4月初旬から消防学校に必要な被服一式を本年度中に購入するため、192万3,000円を増額補正するものでございます。説明は以上です。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中でございます。教育委員会所管の歳入及び歳出の補正内容について御説明いたします。まず歳入の説明でございます。補正予算書 12 ページをお開きください。第19款、繰入金、2項、繰入金の、仮称取手市立博物館建

設基金繰入金、304万1,000円についてです。この基金につきましては、昭和59年から博物館の建設に向けて計画をしておりましたが、平成12年に審議会が任期満了となって以降、事業の進展が見込めないため、当該基金を廃止し、基金の残高である304万1,000円を一般会計に繰入れるものです。一般会計に繰入れした後、公共施設の整備に充てるため同額を公共施設整備基金に積立てを行います。

続きまして、歳出の説明でございます。34ページをお開きください。第9款、教育費の教育振興に要する経費です。消耗品費として1,383万4,000円を増額補正するものです。内訳としましては、小学校4年生以降の学習で必要となる社会科副読本、私たちの茨城県を令和2年度中に購入し、4月当初に教科書と合わせて給与することで、効果的に学習に取り組めるようにするため、48万3,000円を補正するものです。また、令和3年度から小学校4年生の社会科、中学校全教科の教科書が改訂となることを受け、教材研究に資する教師用教科書や教師用指導書を令和2年度中に購入し、新年度からの児童生徒に対する学習指導に役立てるため、1,335万1,000円を補正するものです。

次、下段になりまして、日本語指導員に要する経費です。市内小中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対し、日本語の指導及び教科指導の支援を行う日本語指導員の賃金が不足する見込みであるため、102万5,000円を増額補正するものです。

その下段になります、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費です。アーティストと児童の交流事業委託料44万6,000円を新たに計上するものです。内容としましては、特色ある新しい学校教育の創出に向けた取組として、アーティストと児童の交流事業を取手アートプロジェクトオフィスへ委託します。「(仮称)となりのスタジオ」とネーミングしておりますが、アーティストを学校に招聘し、小学校の1つの教室を仮想スタジオとして制作活動を行ってまいります。令和2年度は、外国籍のアーティストの招聘を考えております。児童はアーティストとのアートに関する会話や制作作業を通して創造のプロセスを体験します。また児童は、ふだんの外国語授業で取得した知識と経験を活用し、日本語以外の言葉でのコミュニケーションにチャレンジします。海外アーティストによる「となりのスタジオ」の開設は、1回当たり数日を予定しており、年度内に2回、「となりのスタジオ」をオープンする予定です。令和3年度に、取手市立山王小学校が小規模特認校へ移行します。山王小学校の小規模校ならではの特色を生かした学校経営、学校運営に新たに本プログラムを加え、取手市ならではの学校教育プログラムを地域とともに創出してまいります。続きまして34ページから35ページにかけてでございます。小学校管理に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費です。現在、新型コロナウイルス感染症対策として、教職員が児童の健康観察の確認や家庭での状況確認を行うため、保護者へ電話連絡を行っており、電話代の不足が見込まれるため通信運搬費38万8,000円を増額補正するものです。同じく、35ページ、給食施設整備に要する経費につきましては、山王小学校の給食用小荷物専用昇降機が故障し、早急に対応する必要があったため、修繕を行った結果、ほかに実施する必要がある修繕料が不足するため、不足見込み額80万円を増額補正するものです。次に36ページをお開きください。中学校管理に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費です。現在、新型コロナウイルス感染症対策として、教職員

が生徒の健康観察の方の家庭での状況確認を行うため、保護者へ電話連絡を行っており、電話代の不足が見込まれるため、通信運搬費 14 万 2,000 円を増額補正するものです。次に、38 ページをお開きください。グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費です。取手グリーンスポーツセンター第 1 体育室の床補強工事実施設計業務委託料 49 万 9,000 円を新たに計上いたします。平成 29 年度に床改修工事を行い、その後、バスケットボール用ゴールの入れかえを令和元年度に行いました。ゴールの設置か所には、補強を行っていましたが、その他の部分についても、補強を行う必要があるのか検討する必要があるため、実施設計業務を委託するものでございます。教育委員会関連の説明は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。政策推進部所管事業について説明させていただきます。補正予算書 37 ページを御覧ください。9 款、教育費、5 項、社会教育費の、市民芸術活動の推進に要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため文化祭を中止したため、委託料 150 万円を減額するものです。内訳は、取手市文化連盟への取手市文化祭委託料 100 万円と、取手市藤代文化協会への取手市藤代文化祭委託料 50 万円です。

続きまして、アートのあるまちづくり推進に要する経費は、常磐線沿線 4 区、4 市、東京藝術大学、JR 東日本の 10 団体から構成される JOBAN アートライン協議会の負担金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定していた常磐線沿線での謎解きスタンプラリー及びアートアンブレラ事業を中止し、協議会 PR 冊子の増刷のみとしたため、中止した事業分の経費 36 万円を減額するものです。同じく、文化芸術振興費補助金は、既に交付決定が出ている取手アートプロジェクト事業に対する文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金に 199 万円を増額するものです。既に採択された事業内容に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費や、映像や写真等で情報を広く発信するための経費等、新型コロナウイルス感染症に対応した事業展開を図るために、そのための要する経費の追加補助分となります。当初 418 万 1,000 円から 199 万円増額の 617 万 1,000 円となります。本事業の歳入につきましては、11 ページにあります 15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金の文化芸術振興費補助金で 199 万円を計上しております。なお、今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した文化祭委託料の財源に充当していましたハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金を、アートのあるまちづくり推進に要する経費、取手音楽の日事業委託料に財源充当を変更しております。以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） それでは、恐れ入りますが、12 ページにお戻り願います。中段の 19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、1 億 8,624 万 8,000 円を取崩すものでございます。

次に、22 款、市債でございます。1 項、市債の災害関連事業債（地盤沈下対策分）は、福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金に 70 万円を充当するものです。同じくその下の市道整備事業債は、寺田地内の排水施設設置工事に 430 万円を充当するものです。続きまして 5 ページをお開き願います。5 ページから 8 ページの債務負担行為補正につきましては、資料としまして、令和 2 年度 12 月補正、債務負担行為補正資料をお配りしております。

そちらを用いて、各担当部長より御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。初めに、財政部所管事項について説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。4番、市役所庁舎管理業務委託は、取手庁舎、新庁舎及び議会棟の清掃管理、電気衛生設備運転管理、環境衛生管理の管理業務でございます。清掃管理は、庁舎内の日常清掃や床のワックスがけなどの定期清掃、そして、議会棟下の池清掃などの特別清掃となっております。電気衛生設備運転管理は、受水槽や高架水槽、空調設備の点検などとなっております。環境衛生管理は、害虫駆除や空気環境測定などとなっております。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は2,562万円でございます。

次に、その下の5番、市役所庁舎夜間警備業務委託でございます。こちらは取手庁舎、新庁舎及び議会棟の夜間警備に加え、外線電話の対応や婚姻届などの各種届出の受理などを行うものでございます。期間は令和2年度から令和3年度までで限度額は647万円でございます。

次に、その下の6番、市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託でございます。こちらは市役所の電話交換や庁舎内放送などを行う電話交換業務と来庁者を所管課等へ案内する総合案内業務でございます。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は1,551万円でございます。

次に、2ページをお開き願ひます。中段の11番、市税収納業務委託でございます。こちらは、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで、市税を収納するための取扱手数料及び基本料金でございます。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は市税収納業務委託に係る収納1件当たりの単価に収納件数に乗じて得た額に基本料金を加えた額でございます。

次に、5ページをお開き願ひます。上段の32番、固定資産評価システム業務委託でございます。こちらは、令和6年度の評価替えに伴い、固定資産の正確な把握と適正な評価のため評価図データの更新や土地評価業務等を行うものでございます。期間は令和2年度から令和5年度までで、限度額は8,743万円でございます。次に、その下の33番、公共施設マネジメントシステム使用料でございます。こちらは、公共施設マネジメントを効率的、効果的に推進するため、公共施設の維持管理費等を一元的に管理、把握するためのシステム使用料です。期間は令和2年度から令和5年度までで、限度額は341万円でございます。

次に、6ページをお開き願ひます。下段の変更でございますが、当初予算で債務負担行為の設定を行いました。公用車リース料及び事務用機器使用料の名称を、それぞれ（令和2年度その1）に変更するものです。

次に、8ページをお開き願ひます。上段の公用車リース料（令和2年度その2）の内訳のうち、財政部所管について御説明いたします。1番から3番までとなりますが、合計4台の車両につきまして、リース期間の満了に伴い新規リースを行うため令和3年度から令和10年度までの期間で債務負担行為の設定を行うものでございます。財政部所管は以上でございます。

○議会事務局長（吉田文彦君） 議会事務局、吉田です。それでは、債務負担行為補正資

料1ページの議会費関係の債務負担行為につきまして御説明いたします。ナンバー1、議会会議録作成支援システム保守点検業務委託。ナンバー2、議会会議録検索システム使用料の2件となります。いずれも令和3年3月31日をもって契約期間が満了となり、再契約をするため、今回補正により債務負担行為を設定するものです。期間は令和2年度から令和3年度までとなります。限度額につきましては、記載のとおりでございます。議会費関係は以上です。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。資料1ページ、3番の広報印刷業務委託です。毎月1日と15日の年24回発行しております。広報とりでの印刷業務を委託するもので、期間は令和2年度から令和3年度、限度額934万円となります。以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の債務負担行為補正を説明させていただきます。資料1ページから2ページにかけて、ナンバー7、藤代庁舎管理業務委託、ナンバー8、藤代庁舎清掃管理業務委託、ナンバー9、藤代庁舎夜間警備業務委託、藤代庁舎の管理業務に関する、以上3件について御説明いたします。まず、藤代庁舎管理業務委託、こちらは、庁舎の環境衛生管理及び空調設備の保守点検業務を委託するもので限度額は649万円。次に、藤代庁舎清掃管理業務委託、こちらは庁舎内共有部分の清掃と敷地内の清掃業務を委託するもので、限度額は587万円。

次に、藤代庁舎夜間警備業務委託、こちらは庁舎閉庁時の17時15分から翌朝8時40分までの夜間警備を委託するもので、限度額590万円。以上3件の期間は全て令和2年度から令和3年度までとなります。

続きまして、資料2ページ、ナンバー10、サイクルステーションとりで管理業務委託料について御説明いたします。期間といたしましては、令和2年度から令和3年度までとなります。限度額は3,888万円となり、取手駅西口自転車駐車場、サイクルステーションとりでの建物施設管理及び受付業務の令和3年度、年間業務委託を締結するものです。業務内容につきましては、駐輪場の受付管理業務、機械式駐輪場維持管理、機械式駐輪場定期部品交換及び建物の施設管理となります。

続きまして、資料5ページ、ナンバー31、事務用ノートパソコン使用料（令和2年度）について御説明いたします。事務用ノートパソコン150台につきまして、令和3年5月末にリースが満了となるため、新規に5年間のリース契約を結ぶものです。期間は令和2年度から令和8年度、限度額は4,349万円となります。以上、総務部所管について御説明しました。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。債務負担行為補正資料2ページを御覧ください。12番、戸頭子育て支援センター清掃業務委託、限度額59万円です。支援センター内の清掃業務の委託で、令和2年度から令和3年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

次に数量5ページを御覧ください。34番、保育所給食調理業務委託、限度額1億2,132万円です。永山保育所、白山保育所、戸頭北保育所、中央保育所の調理業務委託で、令和2年度から令和4年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。次に8ページの別

紙資料になります。下段の事務用機器使用料、令和2年度その2の内訳を御覧ください。

1番、子育て支援課所管の印刷機分、限度額189万円です。永山保育所、白山保育所、中央保育所の印刷機の使用料で、令和3年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。続きまして、2番、障害福祉課所管のパソコン分、限度額26万円です。国保連合会データ端末用パソコンのリース分で、令和3年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上、福祉部所管についてご説明申し上げました。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、まちづくり振興部所管について御説明いたします。資料2ページ、13番、取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託です。こちらは、取手駅西口・藤代駅南口に設置している公衆トイレ及び喫煙場施設の清掃を行うものです。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は533万円【「533万円」を「553万円」に発言訂正】になります。以上、まちづくり振興部所管です。よろしく願いいたします。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管、債務負担行為補正につきまして御説明いたします。資料のほうは2ページの下段、14番と3ページ上段の15番になります。取手駅東西口駅前広場、ギャラリーロード歩行者デッキ清掃業務委託の限度額1,258万円並びに藤代駅自由通路等清掃業務委託の限度額121万円でございます。いずれも期間は令和2年度から令和3年度までとなっております。本業務につきましては、清掃業務を令和3年4月1日から開始するにあたり、事前に契約などの準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、資料のほうは3ページ、上段の17番です。北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託、限度額365万円。期間は令和2年度から令和3年度までとなっております。本業務につきましても、公園管理業務を令和3年4月1日から開始するにあたり、事前に契約などの準備が必要となることから、債務負担行為の設定を行うものです。

最後になります、資料は5ページ、中段の35番になります。地籍調査支援システム使用料、限度額1,022万円です。期間は令和2年度から令和7年度までとなります。地籍調査支援システムは、令和3年3月31日をもって5年間のリース契約期間満了を迎えます。引き続き令和3年4月1日からシステムを利活用し、図面の作成並びに事務処理を進めるに当たり、事前に契約などの準備が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものでございます。建設部所管につきましては以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 続きまして、都市整備部、都市計画課所管についてご説明申し上げます。資料は、3ページの2段目、16番、分庁舎清掃管理業務委託です。限度額60万円でございます。こちらにつきましては、新年度当初から業務が始まるということで、年度内にその準備行為が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。以上です。

○消防長（中村健二君） 次に、消防本部所管の債務負担行為についてご説明申し上げます。資料の3ページ中段の18番、消防庁舎清掃管理業務委託でございます。期間につきましては、令和2年度から令和3年度まで、限度額は154万円でございます。こちらは4署、1出張所の庁舎の清掃管理業務委託をするものでございます。次に、5ページの下か

ら3段目、36番、防火衣リース料でございます。説明の前に、資料の訂正をお願いします。説明欄の平成27年度リースのうち、26着分とあるのを24着に訂正をお願いします。資料については差しかえ——後ほど差しかえをさせていただきます。それでは説明させていただきます。こちらは期間につきましては、令和3年度から令和9年度【「令和3年度から令和9年度」を「令和2年度から令和9年度」に発言訂正】まで、限度額は885万円でございます。こちらは、消火活動などで着用する防火衣のリース契約の一部が、今年度で終了する職員分、24着分の更新と来年度採用する職員分7着の防火衣一式、合わせて31着をリース契約するものでございます。説明は以上でございます。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。資料の3ページをお開きください。ナンバー19、ICT活用教育支援スタッフ業務委託です。令和3年4月から業務を行うに当たり、契約の準備行為を行うために債務負担行為を追加するものです。期間は令和2年度から3年度まで、限度額は2,597万円となります。内容は、ICT環境支援スタッフ2名、ICT事業支援スタッフ3名の業務委託です。

続いて、ナンバー20、小中学校基本ソフトウェア使用料です。全小中学校に整備しているパソコンのソフトウェアのライセンス期間が令和3年度まで続くものであるため、債務負担行為を設定するものです。ナンバー21、図書館（取手、藤代）清掃管理業務委託です。令和3年4月から業務を行うに当たり、契約の準備行為を行うために、債務負担行為を追加するものです。期間は令和2年度から3年度まで、限度額は639万円となります。内容は、取手及び藤代図書館の日常清掃や定期清掃業務です。ナンバー22、藤代スポーツセンタートラクター任意保険料です。保険の契約期間が令和3年度にかかるため債務負担行為を設定するものです。内容は、藤代スポーツセンタートラクターの対人対物任意保険料です。

続いて、資料4ページをお開きください。ナンバー23の、藤代スポーツセンター庭園管理委託料から、ナンバー28、学校給食センター賄材料費（令和3年4月分）につきまして、こちらは、いずれも令和3年4月から業務を行うに当たり、契約の準備行為を行うために債務負担行為を追加するものです。期間はいずれも令和2年度から3年度、限度額は——限度額それから内容につきましては、資料のとおりでございます。

続いて、資料5ページをお開きください。ナンバー37、英語指導助手業務委託です。期間は令和2年度から令和4年度まで、限度額は1億2,967万円です。内容は外国語指導講師を各学校へ配置するための業務委託です。ナンバー38、小学校（取手小、白山小、寺原小、戸頭小給食調理業務委託です。期間は令和2年度から4年度まで、限度額は1億5,931万円です。内容は小学校4校分の給食調理業務委託をするものでございます。

続いて、資料6ページをお開きください。ナンバー39、中学校（取手二中）給食調理業務委託です。期間は令和2年度から4年度まで、限度額は3,676万円です。内容としましては、中学校1校分の給食調理業務を委託するものです。ナンバー40、グリーンスポーツセンター指定管理料です。期間は指定管理者の更新に伴い、令和2年度から令和7年度までとなります。限度額は、協定等に基づく指定管理経費となります。内容は、グリーンスポーツセンターの指定管理者による施設管理業務です。ナンバー41、放課後子ども

クラブ運營業務委託です。期間は令和2年度から6年度まで、限度額は2億143万円です。内容は、市立小学校14校に設置している放課後子どもクラブのうち3か所の運営を令和3年10月1日から3年間、民間業者に委託するに当たり、契約の準備行為を行うため債務負担行為を追加するものです。

続いて、資料8ページをお開きください。公用車リース料（令和2年度その2）の内訳ナンバー4を御覧ください。公用車リース料の学務給食課分です。リース期間は令和3年度から4年度まで、限度額は339万円です。内容は、小堀地区の児童生徒を対象に、取手小学校及び取手第一中学校への通学支援を行うために、公用車としてスクールバスをリースするものです。次に、事務用機器使用料（令和2年度その2）の内訳のナンバー3を御覧ください。事務用機器使用料の指導課分です。教育総合支援センターに設置している複合機が老朽化のため、機器の更新が必要となるため、新たに、複合機を令和3年度から7年度まで、60か月リースするものです。限度額は106万円です。説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 申し訳ありません。地域振興部の野口です。訂正をお願いいたします。債務負担行為補正、資料2ページ、13番、取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託の限度額について「533万円」と申しましたが「553万円」になります。訂正をお願いいたします。

○消防長（中村健二君） 消防本部所管の先ほど防火衣リース料の期間の中で、「令和3年度から令和9年度」と申し上げましたが、「令和2年度から令和9年度」に訂正をお願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） それでは、恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、9ページをお開き願います。第3表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしました災害関連事業（地盤沈下対策分）と市道整備事業の限度額を変更するものでございます。以上が議案第75号、令和2年度取手市一般会計補正予算（第7号）の説明となります。

続きまして、各特別会計補正予算につきまして、担当部長よりご説明申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） それでは、都市整備部より、議案第76号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億493万7,000円とするものです。それでは、補正予算書4ページ、歳入歳出補正予算書、事項別明細書の2、歳入から御説明いたします。4款、繰入金、1項、他会計繰入金につきましては、一般職人件費の減額に伴い、一般会計繰入金を400万円減としております。

続きまして、3、歳出について御説明いたします。1款、事業費、2項、総務費につきましては、現員現給の調整により、一般職人件費400万円の減を計上しております。以上、議案第76号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進部長（大野安史君） 続きまして、議案第77号及び78号を一括してご説明申し上げます。議案第77号令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。まず歳入よりご説明申し上げます。補正予算書の5ページを御覧ください。6款、繰入金、1項、他会計繰入金、職員給与費等繰入金460万円の減でございます。こ

れは一般会計補正予算歳入でご説明申し上げました、国民健康保険事業に関する職員について、決算を見込んだ現員現給の調整及び人事院勧告に基づく給料、諸手当等の人件費繰出し、——失礼しました、人件費繰出金を補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。6ページを御覧ください。6款、基金積立金、1項、基金積立金、財政調整基金積立金300万円減でございます。これは、一般被保険者過誤納付金の増額補正に伴う財政調整基金積立金の減額補正となります。

続きまして、7ページを御覧ください。7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金でございます。一般被保険者過誤納還付金300万円の増でございます。これは過年度分の国民健康保険税について、主に新型コロナウイルス感染症対策として実施した減免措置等の影響に伴う還付に対応するためのものでございます。ページ戻りまして、3ページを御覧ください。3、債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては国民健康保険税収納業務委託としまして、コンビニエンスストア収納業務及びスマートフォンアプリを用いた収納業務について債務負担を設定するものでございます。期間につきましては、令和2年度から令和3年度まででございます。限度額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、議案第78号、令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、歳入から御説明させていただきます。補正予算書5ページを御覧ください。1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、特別徴収分6,016万円の増。その下、普通徴収分5,063万5,000円の増でございます。これは、令和2年度、3年度分の、茨城県後期高齢者医療保険料が8年ぶりに改定されたことに伴いまして年度末の収納見込み額を補正するものでございます。その下段になります。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、事業費繰入金71万6,000円の増でございます。これは、一般会計補正予算で御説明しました茨城県後期高齢者医療——失礼しました、後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金につきまして、令和2年度分が決定したことによるものでございます。その下、職員給与等繰入金310万円でございます。これは、後期高齢者医療事務に要する人件費について、減員減給の調整によるものでございます。その下、医療給付費負担分繰入金、5,247万7,000円でございます。これは一般会計補正予算で御説明しました、令和元年度後期高齢者医療、医療給付費負担金が確定したことによるものでございます。

その下段になります。5款諸収入、2項、償還金及び還付加算金、保険料還付金50万円でございます。これは、過年度にさかのぼる保険料の減額更正に伴う還付金額が、当初の見込みよりも増額したことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、一般職員人件費310万円の増でございます。歳入でご説明申し上げました、職員給与等繰入金310万円について、一般会計へ繰り出すものでございます。その下、後期高齢者医療事務に要する経費、71万6,000円の増でございます。これは歳入でご説明申し上げました茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金について、令和2年度分が決定したことによるものでございます。

続きまして、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費、1億6,327万2,000円の増でございます。これは、令和元年度分の後期高齢者医療医療給付費負担金が、令和2年第2回後期高齢者医療広域連合定例会において決定したことによるものと、令和2年度、3年度分の茨城県後期高齢者医療保険料の改定に伴うものでございます。内訳といたしましては、歳入で御説明した後期高齢者医療保険料特別徴収分6,016万円の増、普通徴収分5,063万5,000円の増、医療給付費負担分繰入金5,247万7,000円の増となっております。その下段、3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、保険料還付金50万円の増でございます。これは、歳入で御説明しました過年度に遡る保険料の減額更正に伴う還付金額が当初の見込みより増額したことによるものでございます。

最後となりますが、ページ戻りまして、3ページを御覧ください。債務負担行為の補正となっております。後期高齢者医療保険料について、コンビニエンスストア、医療業務委託について、債務負担を設定するものでございます。期間につきましては、先ほどの国保と同じく、令和2年度から3年度、限度額につきましては記載のとおりとなっております。私のほうからは以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 議案第79号、令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,210万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億7,364万4,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。5ページから6ページを御覧ください。介護給付費の増加により、3款、国庫支出金、7,524万8,000円、4款、支払基金交付金、5,165万2,000円、5款、県支出金、2,892万2,000円、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2,501万7,000円、2項、基金繰入金、1,126万4,000円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。8ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費に要する経費は、居宅介護サービス給付費が利用者の増加により、当初見込みより増えることが予想されるため、1,114万8,000円を増額しております。地域密着型介護サービス給付費に要する経費は、グループホームや小規模多機能居宅介護及び地域密着型通所介護サービス等に係る介護サービス給付費ですが、利用者の増加により4,619万6,000円を増額しております。

続いて9ページを御覧ください。施設介護サービス給付費に要する経費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所したときの介護サービス給付費ですが、利用者の増加による――増加により1億399万9,000円を増額しております。

続いて、2項、介護予防サービス等諸費、要支援1から2の介護予防サービス受給者数の増加により、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費が増えることが予想されるため、532万4,000円を増額しております。続いて、10ページを御覧ください。4項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費に要する経費は、高額介護サービスの支給が増えることが予想されるため2,170万7,000円を増額しております。最後に、債務負担行為補正について御説明いたします。戻っていただき3ページを御覧ください。

介護保険料収納業務委託ですが、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は介護保険料収納業務委託に関わる収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額としています。これは介護保険料の収納業務を各コンビニエンスストアに委託するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。同意案第5号、取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について、ご説明申し上げます。当公平委員会は、取手市、守谷市、利根町及び取手地方広域下水道組合ほか3つの一部事務組合により構成されております。委員は3名で、取手市から1名、守谷市及び利根町からそれぞれ1名の推薦を受けて、取手市の大峰芳樹氏、守谷市の高坂明夫氏、利根町の福田 茂氏の3氏にお願いしておりましたが、福田 茂氏が一身上の都合により、去る7月31日をもって退職されました。そのため、利根町に新たな委員の推薦を求めたところ、坂上雅弘氏の推薦を受けましたので、同氏の選任について御同意をいただきたく提案する次第であります。なお、坂上雅弘氏は人格が高潔で、御手元に配付しました経歴書のとおり、長年、利根町職員として行政に携わり人事行政に関し識見を有する方であります。以上、説明を終わらせていただきます。以上をもちまして、令和2年第4回取手市議会定例会に付議する——ごめんなさい、すみません、もとい。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部の大野でございます。訂正をお願い申し上げます。議案第78号、令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算の際に、歳出の部分で6ページでございます、1款、総務費、1項、総務管理費、一般職人件費310万円の増の部分で、歳入で御説明した310万円につきましてを、一般会計へ繰り出すものというふうに、御説明させていただきましたが、こちらは繰り入れるものでございます。これは一般職員の人件費を現員現給それから人事院勧告に基づきまして調整した結果の中で、歳入で御説明した310万円が繰り入れられたというものを充てる歳出でございます。訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 改めまして、以上をもちまして令和2年第4回取手市議会定例会に付議する議案の説明を終わります。改めまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。議員の皆様におかれましては長時間にわたり、誠にありがとうございました。